

長野市監査委員告示第11号

令和7年10月16日付けで提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

令和7年12月10日

長野市監査委員	下	平	嗣
同	川	上	馨
同	寺	沢	さゆり
同	北	沢	哲也

住民監査請求の監査結果

第1 請求の受理

令和7年10月16日付けで次の者から提出された長野市職員措置請求書について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているか疑義はあったが、慎重に判断するため、同日付けでこれを受理した。

請求人

竹内 武雄

第2 請求の趣旨及び求める措置（請求書原文のとおり）

長野市長に対しこども館修繕・模様替にあたり、必要な工事を怠り違法な建物を放置しているので、財産管理上必要な工事を請求する。

第3 対象部局等

都市整備部公園緑地課

第4 請求人への証拠の提出及び陳述の機会の付与、関係職員の陳述、関係人調査等

1 請求人への証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与するため、令和7年10月16日にその意向を確認したところ、証拠の提出及び陳述を希望しない旨の意思表示があったため、提出された書類で監査を行った。

2 関係職員の陳述、関係人調査、現地確認

令和7年11月4日、公園緑地課職員から陳述を聴取するとともに、関係法令事務を所管する建設部建築指導課職員及び消防局予防課職員に対し関係人調査を行った。

また、同日、対象施設である「ながのこども館」の法令適合の状況等を現地で確認した。

第5 監査の結果

1 結論

本件請求を却下する。

2 理由

請求書類によると、請求人の主張は、長野市長が旧少年科学センターの建物を改修して、ながのこども館として供用したことは用途変更に当たるとした上で、市長が建築基準法、消防法及び児童福祉法において必要とされる手続及び工事を怠り、その結果法令違反となった建物を放置していることは、財産の管理を怠る事実に当たるとして、長野市長に対し、必要な手續及び工事を実施するよう勧告することを求めるものであると解される。

そこで、請求人の主張する内容が、住民監査請求の対象となるか否かを検討する。

このため、住民監査請求の対象となる行為又は事実がどのようなものかを、判例等から検討する。

(1) 財務会計行為について

住民監査請求について規定する法第 242 条第 1 項において、住民監査請求の対象となる事項は、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られている。

このことに関し東京地方裁判所平成元年 10 月 26 日判決（以下「平成元年東京地裁判決」という。）では、法第 242 条及び第 242 条の 2 に基づく住民監査請求及び住民訴訟は「法の財務の章の中に規定されていることからも明らかなるとおり、地方公共団体の財務会計の公正を住民自らが図ることを目的とするものであるから、同法 242 条 1 項所定の行為又は事実は、財務会計上の行為又は事実に限定されるものと解すべきである。」としている。同様に、最高裁判所平成 2 年 4 月 12 日判決（以下「平成 2 年最高裁判決」という。）でも、法第 242 条第 1 項に定める事項は「いずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するもの」であり、訴えが適法といえるためには、対象とされる行為が「財務会計上の行為としての財産管理行為に当たる場合でなければならない」としている。

そして、どういった行為がそれに当たるかについて平成元年東京地裁判決では、「ある行為又は事実が財務会計上の行為又は事実に該当するか否か」は、「当該行為又は事実自体を観察し、その性質いかんによって判断すべきものというべきであり、当該行為又は事実がその性質上専ら財務的処理を目的とするものであってはじめて財務会計上のものということができると解するのが相当」であり、この場合において「当該行為又は事実が専ら財務的処理を目的とするというのは、当該行為又は事実が専ら一定の財産の財産的価値に着目し、その維持、保全、実現等を図ることを目的とするということであると解すべき」であるとしている。

(2) 特定の行政目的のための行為と財産的価値の保全等を目的とする行為について

次に、財産管理において特定の行政目的のために行った行為が「専ら財務的処理を目的とする」財務会計上の行為に該当するかについて、平成2年最高裁判決では、保安林に指定されていた市の所有地に道路建設工事を行わせた行為につき、「道路建設行政の見地からする道路行政担当者としての行為（判断）であって、本件土地の森林（保安林）としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらない」と判示している。

また、東京高等裁判所平成15年4月22日判決では、道路管理の作為又は不作為について、「道路の管理といつても、道路としての機能の維持・発揮に支障が生じないようにするための道路行政上の管理の面と、その財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理の面とがあり、住民訴訟の対象となるのは、後者の財産的管理に限られ、前者の道路行政上の管理はその対象にはならないというべき」とした上で、道路の不法占有に対する「明渡請求権の行使又は不行使の問題は、道路管理の問題にとどまらず、道路敷地の財産管理の問題」と判示しており、こうした敷地の財産権を保全するといった行為は、財務会計上の財産管理行為と捉えられる。

(3) 財務会計行為以外の行為による損害発生について

ここで、財務会計行為以外の行政目的のための行為又は事実が、財産の財産的価値の低下や損害賠償責任の発生などの間接的な影響を及ぼすことも想定されるが、この点について、平成元年東京地裁判決では、「当該行為又は事実が専ら財務的処理を目的とするものでなく他の行政目的の達成を目的とするものであっても、地方公共団体の財産の財産的価値に何らかの影響を及ぼす場合がありうることは否定することができないが、その場合は、当該行為又は事実は、財務会計上のものということはできないというべきである。」としている。

さらに、東京高等裁判所昭和54年5月24日判決では、本件請求と同様の怠る事実の違法確認においても、「その対象となりうるものは、当該普通地方公共団体の財務会計の分野に属する事項に限られ、財産の管理又は処分につき怠る事実としてここで問題とされる不作為は、当該財産の財産的価値そのものの維持保全又は実現増殖の目的として行われる財務会計上の行為に関するものに限られるべき」と限定した上で、「右以外の行政上の不作為が、たとえ間接的に当該財産の財産的価値に影響を及ぼすものであったとしても、このような行政上の不作為までも、いわゆる怠る事実として、右訴の対象とすることは許されないものと解するのが相当である。」としている。

以上の判例等を踏まえて、本件請求について具体的に検討する。

ながのこども館は、都市公園法に規定される都市公園施設として、市民である子どもの知育や遊び、憩いの場を提供するという都市公園行政上の目的のために設置されていると解され、ながのこども館整備工事及び同館建物の管理は、当該行政目的を実現するために行うものであって、建物の財産的価値そのものの維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらない。

また、仮に請求人が主張するとおり、ながのこども館に児童福祉法が適用されるとしても、その工事及び管理は財務会計以外の特定の行政目的のために行うものであることは同様であって、財務会計上の財産管理行為には当たらない（なお、ながのこども館が児童福祉法第7条第1項に限定的に列挙される児童福祉施設に該当しないことは、明らかである。）。

してみれば、請求人の主張する内容は、財務会計上の行為又は事実に該当せず、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象となるものとはいえないことから、本件請求は不適法なものであり、結論のとおり決定する。

第6 参考

本件請求について、防火や避難といった市民の生命に関わる内容が含まれていたことから、念のため、ながのこども館に関して建築基準法、消防法及び児童福祉法に違反している事実がないか等について、確認を行った。

参考として、その結果について次のとおり記載する。

1 建築基準法関係

担当課である市都市整備部公園緑地課では、旧少年科学センター及びながのこども館は、建築基準法上いずれも「博物館」に類似する特殊建築物であり、用途に変更はないと陳述している。

このことについて、建築基準法関係事務を所管する市建設部建築指導課に対し見解を求めたところ、建築基準法上の建物の用途は法令及び実態に合わせて判断しており、ながのこども館については、他の用途も含めて検討した上でも「博物館に類似する用途」としての分類は妥当であり、用途変更はないと回答された。

また、同課に対し、ながのこども館について、請求人の主張する事項に係る建築基準法への適合状況、指摘事項等についても確認したが、建築基準法に違反している事実はなく、指摘等を行った事実もないとの回答であった。

これら及び現場確認の結果を踏まえ、建築基準法に照らして判断する限り、請求人の主張する事項について、建築基準法に違反している事実は認められなかつた。

2 消防法関係

消防法関係事務を所管する市消防局予防課は、旧少年科学センター及びながのこども館について、消防法施行令別表第1第8項に定める「博物館に類似する用途」として位置付けていた。また、ながのこども館整備工事に際しては、同課として、ながのこども館としての建物用途を判断した結果、用途変更はないと判断し、また、工事に伴う既存の消防用設備等の取替え、増設及び移設について、消防法第17条の3の2の規定による検査済証を発行していた。

また、同課に対し、ながのこども館について、請求人の主張する事項に係る消防法への適合状況、指摘事項等についても確認したが、消防法違反は認められず、指摘等を行った事実もないとの回答であった。

これら及び現場確認の結果を踏まえ、消防法に照らして判断する限り、請求人の主張する事項について、消防法に違反している事実は認められなかった。

3 児童福祉法関係

ながのこども館が児童福祉法第7条第1項に限定的に列挙されている児童福祉施設に該当せず、児童福祉法の基準が適用されないことは、明らかである。

4 免責事項について

請求人は、ながのこども館において網羅的な免責事項を定めていることは、公の施設として不適当であると主張しているが、当該免責事項の後段には「但し施設の責に帰すべき事由による場合はこの限りではございません。」と記載されており、一般的な免責事項の範囲内であることから、違法・不当なものとは認められない。